

京 都 大 学 ロ ー ム 記 念 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 記念館は、京都大学(以下「本学」という。)における<u>産学官連携活動</u>の推進拠点として、本学における研究教育、学術の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 記念館は、京都大学(以下「本学」という。)における<u>産官学連携活動</u>の推進拠点として、本学における研究教育、学術の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>